

令和3年10月28 又は 29日  
定員：各日30名

# 「フルハーネス型墜落制止用器具 使用作業者特別教育」

を開催します

対象者 高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行う労働者



受講料 12,000円(非会員)  
(1名分) 10,000円(鳥取県労働基準協会会員)  
受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和3年10月28日 又は 29日  
(学科)8時50分から14時30分 (実技)14時45分から16時45分  
研修時間 6.5時間 (研修 4.5時間+実技 2時間)

研修場所 鳥取県労働基準協会会館(鳥取市若葉台南1-17)

受講申込みの締切日 及び受講料支払い期限 令和3年10月20日(水)

実技教育を受講の際には、可能な限り「フルハーネス型墜落制止用器具、ランヤード」一式をお持ちください。また、実技教育にふさわしい服装、履物で受講してください。ヘルメットは使用しません。



## お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和3年10月20日(水)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が各日の募集定員(30名)を超えた場合には、希望日の変更をご提案する場合があります。また、両日の定員を超えた場合は、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 特別教育終了後に事業所へは「受講者記録」を、受講者には「特別教育修了証」を交付します。
- ③ 受講申込み後は令和3年10月20日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ④ 当会館駐車場「P」(満車の場合は地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。
- ⑤ 本特別教育は、建設業においては「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課(TEL 0857-29-1707)へお問合せください。



## 特別教育のお問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者はマスクを持参、着用してください。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。受講受付時に検温を行いますのでご協力をお願いいたします。なお、その際発熱等が認められる場合は受講をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

# フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育 受講申込書

申込受付票などは交付していませんのでご了承ください。受講日の開始時刻までにお越しください。

令和3年10月28日 又は 10月29日 開催

希望日	(フリガナ) 氏名	生年月日	鳥取県労働基準協会 会員・非会員の別
28日 29日			該当に○印をして下さい ・ 非会員事業場 ・ 基準協会員事業場
28日 29日			
28日 29日			

受講者数 ( 名 ) 受講料計 ( 円 )

上記のとおり申し込みます。

受講料は 月 日に ( 振込み ・ 持参 ) します。

受講料のお支払期限は、令和3年10月20日(水)です。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

令和3年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名称

印

(業種: )

(TEL )

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)